

千歳恵庭圏都市計画地区計画の決定（恵庭市決定）

都市計画松園地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名	称	松 園 地 区 地 区 計 画
位	置	恵庭市南島松の一部
区	域	計画図表示のとおり
面	積	3. 7 ヘクタール
地区計画の目標		当地区は、恵庭市の中心市街地から北約3kmにある住宅団地「恵み野」の南端に隣接し、都市計画道路「団地中央通」に接した地区であり、現在、民間により低層専用住宅を主体とした宅地開発事業が計画されている。 当地区は、恵庭市で「花の拠点」として整備する都市公園に隣接しており、豊かな自然環境と調和のとれたゆとりある居住環境におけるガーデニング等を通じた良質な住まいづくりを目指し、良好な環境の整備及び保全を図ることを目標とする。
区 域 の 整 備 ・ 開 発 ・ 保 全 に 関 す る 方 針	土地利用の方針	当該宅地開発事業の土地利用計画を基本としつつ、低層専用住宅地区として、隣接する既存住宅地や都市公園と調和のとれた住宅地形成を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内の区画道路については、当該宅地開発事業により整備されるので、その機能の維持・保全を図る。 また、地区施設として緑地を地区整備計画に定める。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1. 住宅市街地として、良好な環境の形成・保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を行う。 2. 豊かな自然環境と調和のとれた住環境の形成に必要な敷地を確保するため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	良好な市街地環境を形成するため、宅地の地盤面は、周囲の生活環境を損なわない高さとする。

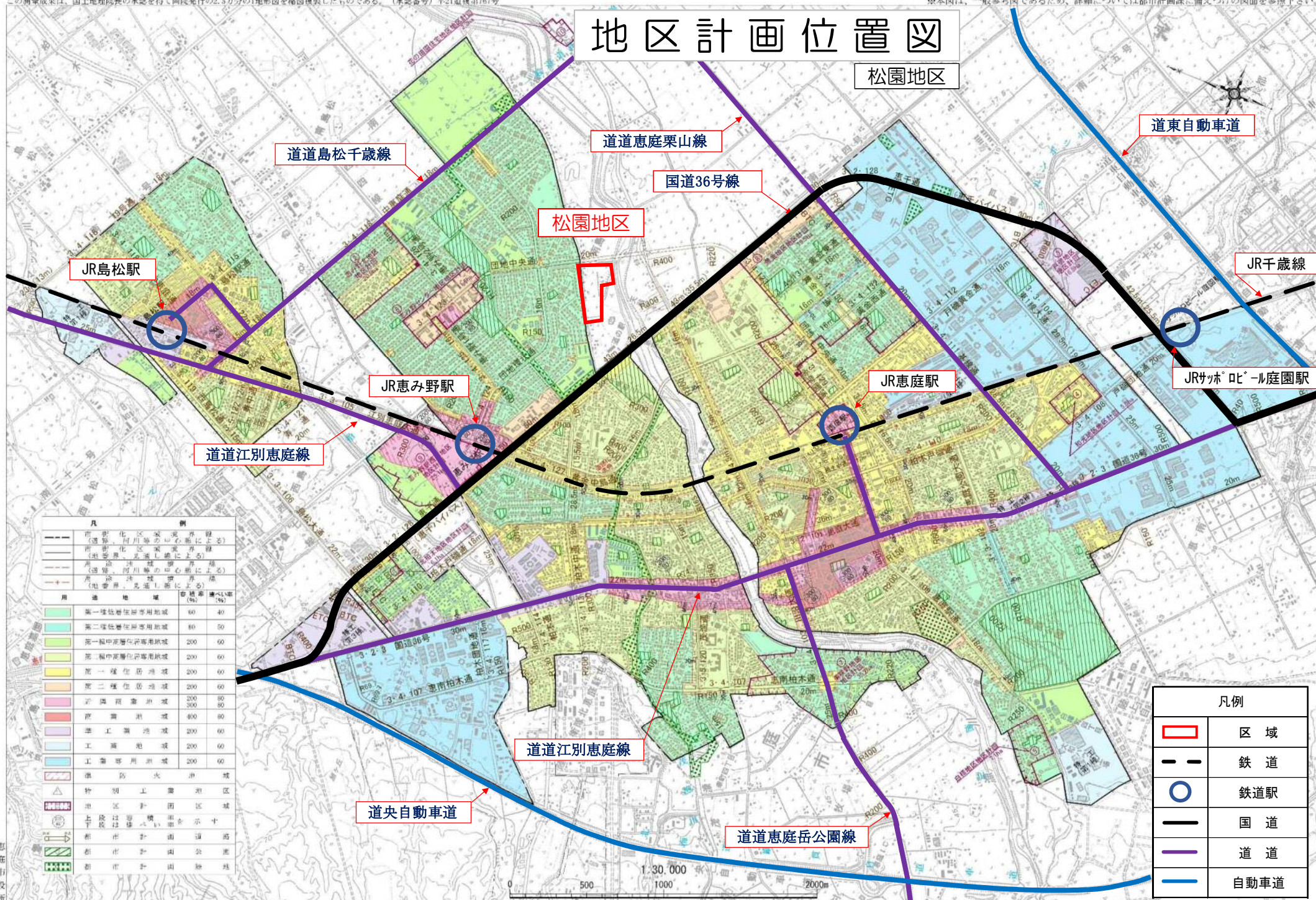
2. 地区整備計画

地区	地 区 の 名 称		松 園 地 区	
	地 区 整 備 計 画 を 定 め る 区 域		計画図表示のとおり	
	地 区 整 備 計 画 の 区 域 の 面 積		約 3.7 ヘクタール	
整	地区施設の 配置及び規模	公園、緑地・広場 その他の公共空地	緑地 約 0.8 ヘクタール	配置は計画図のとおり
	備 計 画	建 築 物 等 の 制 限 に 関 す る 事 項		地区の細区分 (計画図表示のとおり)
		低層専用住宅地区		
		面 積		
		約 2.9 ヘクタール		
		建築物等の用途の制限		
		次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅(ただし3戸以上の長屋は除く) (2) 兼用住宅(建築基準法別表第二(イ)項第二号に掲げるものを兼ねる住宅をいう。) (3) 建築基準法別表第二(イ)項第九号に掲げる建築物		
		建築物の敷地面積の最低限度		
		300平方メートル		
備 考			用語の定義及び面積等の算定方法については、特別に定めるものを除き、建築基準法及び同法施行令の例による。	

理由

隣接する花の拠点と連携した、豊かな自然環境と調和のとれたゆとりある居住環境におけるガーデニングを通じた良質な住まいづくりを目指し、良好な環境の整備及び保全を図るため、地区計画を定めるものである。

松園地区



千歳恵庭圏都市計画 松園地区地区計画 計画図

